

○松川町都市公園条例

平成 21 年 3 月 12 日

条例第 1 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、都市公園の健全な発達をはかり、公共の福祉の増進に資するため、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)第 18 条及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の規定に基づき、都市公園の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市公園 法第 2 条第 1 項に規定する都市公園(以下「公園」という。)をいう。
- (2) 公園施設 法第 2 条第 2 項に規定する公園施設をいう。
- (3) 公園予定地 計画公園地域内で、町が所有権又は使用貸借若しくは賃貸借契約により権利を有する予定地をいう。

(名称及び所在地)

第 3 条 公園の名称及び所在地は、別表第 1 のとおりとする。

(設置、区域の変更及び、廃止)

第 4 条 町長は、公園を設置し、その区域を変更し、又は廃止しようとするときは、当該公園の名称、位置、区域その他必要な事項を告示しなければならない。

第 2 章 公園の管理

(行為の制限)

第 5 条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、展示会その他これらに類する催しをすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公園の全部又は一部を独占して利用すること。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を、町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。
- 4 町長は、前項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第6条 第10条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第7条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、町長が許可したもの及びやむを得ないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 植物を採取し、又は損傷すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に無断で立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外へ車両等を入れ、又は止めておくこと。
- (8) たき火をし、又は火気のもてあそびその他危険な行為をすること。
- (9) 公園を、その用途以外に使用すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障のある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第8条 町長は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(町以外の者の公園施設の設置等)

第9条 法第5条第2項の規定により、町以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
- (1) 公園施設を設けようとするとき。

- ア 公園施設の種類及び数量
- イ 設置の目的、期間及び場所
- ウ 公園施設の構造及び管理方法
- エ 工事の実施方法並びに工事の着工及び完了の時期
- オ 公園の復旧方法
- カ その他町長が指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

- ア 公園施設の場所、種類及び数量
- イ 管理の目的、期間及び方法
- ウ その他町長が指示する事項

3 第1項の許可については、第5条第3項及び第4項の規定を準用する。
(占用の許可)

第10条 法第6条第1項の規定により、工作物その他の物件又は施設(以下「占用物件」という。)を設けて公園を占用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 占用物件の種類及び数量
- (2) 占用目的、期間及び場所
- (3) 占用物件の管理方法
- (4) 工事の実施方法並びに工事の着手及び完了の時期
- (5) 原状回復の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が指示する事項

3 第1項の許可については、第5条第3項及び第4項の規定を準用する。
(軽易な変更)

第11条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
(設計書等)

第12条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書仕様書及び図面を添付しなければならない。

(監督処分)

第 13 条 町長は、この条例の規定による許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、その効力を停止若しくは許可条件を変更し又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例の規定又は許可条件に違反した者
 - (2) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者
- 2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項の規定による処分をし、その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障を生じたとき。
- (3) 前 2 号のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(届け出)

第 14 条 この条例の規定による許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) 法第 10 条第 1 項の規定により、公園を原状に回復したとき。
- (4) 公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し若しくは移転したとき。
- (5) 前条第 2 項の規定により、必要な措置を命じられた者がその工事を完了したとき。

(原状回復の義務)

第 15 条 法又はこの条例の規定により許可を受けた者は、当該許可期間が満了し若しくは第 12 条の規定により許可を取り消された場合には、自己の費用をもって遅滞なく原状に回復し、返還しなければならない。この場合占有者が履行しないときは、町が代わってこれを行い、その費用をその者から徴収する。

(権利の譲渡等の禁止)

第 16 条 法又はこの条例の規定により許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は他人に転貸若しくは担保に供してはならない。

第 3 章 使用料

(使用料)

第 17 条 第 5 条第 1 項の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する使用料は、別表第2に掲げる額とする。ただし、町長が必要と認めた者に対しては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

第4章 雑則

(損害賠償義務)

第18条 公園内の土地、建物、施設及び物品を重大な過失により滅失、損傷又は殺傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の賠償額は、町長が定める。

(保証人又は保証金)

第19条 町長は、必要があると認めるときは、第5条第1項、第9条第1項及び第10条第1項の規定による占用許可の際、占用者に保証人を立てさせ又は占用者から保証金を徴収することができる。

(検査)

第20条 町長は、必要があると認めるときは、土地又は公園施設の使用状況について、当該職員に検査させ、その使用方法等について改良その他の措置を命ずることができる。

- 2 占用者は、前項の規定による検査を拒むことができない。

- 3 第1項に規定する当該職員は、要求があるときはその身分を示す証票を提示しなければならない。

(公園予定地)

第21条 第5条から前条までの規定は、公園予定地に準用する。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に占用を許可してあるものについては、この条例の規定により許可したものとみなす。

別表第1(第3条関係)

都市公園の名称及び所在地

名称	所在地
台城公園	松川町元大島 263 番地

松川公園	松川町元大島 1401 番地
富士森公園	松川町元大島 3047 番地 1
城山公園	松川町元大島 5230 番地 11
むらやま公園	松川町上片桐 1826 番地 1

別表第 2(第 5 条第 1 項に掲げる行為をする場合)

行為	単位		使用料
行商、募金、出店その他これに類する行為をする場合	日	件	100 円
業として写真又は映画を撮影する行為	月	件	600 円
興行を行うこと	日	m ²	40 円
競技会、展示会その他これに類する行為	日	m ²	40 円
上に掲げるもののほか、公園の全部又は一部を独占利用する場合	日	m ²	20